

# 多 賀 城 地 区

「 寒 冷 地 手 当 に つ い て 」

## 寒冷地手当支給の概要

### 1. 支給範囲

(ア) 10月31日(その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下「基準日」とする。)に寒冷地に在勤する職員。

例:平成 9年→10月31日(金)

平成10年→10月30日(金) 10月31日は土曜日なので前日

平成11年→10月29日(金) 10月31日は日曜日なので前々日

ただし、以下①～⑦にあげる職員を除く

- ① 基準日に離職、死亡、及び寒冷地以外の地域に異動した職員。
- ② 基準日、及び調整期間の全日数において、職員とその扶養親族が本邦外に居住している場合。
- ③ 無給休職者。
- ④ 刑事休職者。
- ⑤ 停職者。
- ⑥ 専従休職者。
- ⑦ 育児休業職員。

(イ) 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間(以下、調整期間とする)に、任用、異動、(ア)①～⑦の状態から復職等の事由により寒冷地に在職する事になった職員。

例外 以下の場合には支給されない

前回の基準日 ←—————→ 新しく勤務をすることになった日  
 A 1 B

1の期間中に寒冷地手当の支給を受け、異動に伴った追求や返納を行い、Bで改めて新勤務地での寒冷地手当を受給した場合に、(Aで受給した額)±(異動にあたり、追求や返納をした額)が、(Aで寒冷地手当を受給しなかった場合、Bで支給される額)よりも高額になるとき。

### 2. 支給額 (Ⅰ)+(Ⅱ)

(Ⅰ)基準額

支給地域の 区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族 3人以上	扶養親族 1～2人	扶養親族の 無い職員	
5級地	163,700円	136,500円	82,900円	59,200円
4級地	129,600円	108,000円	65,000円	45,800円
3級地	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円

## (Ⅱ)加算額

支給地域の区分		世帯等の区分		
		世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族あり	扶養親族なし	
北海道		51,600円	34,400円	17,200円
県内	5級地	16,500円	11,000円	5,500円
	4級地	8,200円	5,500円	2,700円

★ 1の(イ)に該当する場合は(Ⅰ)+(Ⅱ)の合計×(Ⅲ)

(Ⅲ)期間別支給割合※

時期の区分	割合	
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合
基準日の翌日～11月末日	100/100	80/100
12月1日～12月末日	75/100	60/100
1月1日～1月末日	50/100	40/100
2月1日～2月末日	25/100	20/100

※寒冷地手当の支給を受けることとなった日における職員の世帯等の区分をもって同日の直前の基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出される額に、職員が寒冷地手当の支給を受けることとなった日の属する時期の区分に応じ、この支給割合表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同日の直前の基準日から当該寒冷地手当の支給を受けることとなった日の前までの間に寒冷地手当の支給を受けた職員にあっては、その乗じて得た額から既支給額と返納額との差額(返納させることとならない場合にあっては、既支給額)を減じた額とする。

### 3. 基準額に対する経過措置

適用対象；指定日（平成9年2月28日）以前から在勤している職員。ただし、以下の場合を除く。

- 寒冷地以外の地域から寒冷地に移動してきたため、支給の対象となった職員。
- 寒冷地→寒冷地以外→再び寒冷地と異動した職員。

適用条件；「改正後の基準額」が「みなし基準額（※）」に達しない場合で、「下表の金額」を超えるとき。

措 置；「みなし基準額」－「下表の金額」＝基準額

期 間	額
平成9年の基準日から平成10年2月末日まで	1万円
平成10年の基準日から平成11年2月末日まで	3万円
平成11年の基準日から平成12年2月末日まで	5万円
平成12年の基準日から平成13年2月末日まで	7万円

※ 「みなし基準額」

指定日（平成9年2月28日）当時の支給手当の区分、世帯等の区分に応じて、改正前（～平成8年8月支給分）の例により算出したもの。算出方法は以下の通り。①と②の多いほうとする。

$$\textcircled{1} \{ (\text{給料月額A}) + (\text{給料の調整額}) + (\text{教職調整額}) + (\text{扶養手当B}) \} \times (\text{新定率C}) + (\text{新定額D})$$

● 平成8年8月1日現在の

・級号俸                     職(    )                  級                  号俸  
→平成8年4月1日給料表にあてはめる。

円……A

● 扶養手当

・配偶者	16,000円
・第一、第二扶養親族	5,500円
・配欠第一、第二	11,000円
・第三親族～	2,000円
・加算（16～22才）	3,000円

円……B

● 新定率C

支給地域の区分	支給割合
5級地	30/100
4級地	23/100
3級地	17/100

● 新定額D

単位;円

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族あり	扶養親族なし	
5級地	63,100	42,100	21,000
4級地	49,100	32,800	16,400
3級地	36,100	24,000	12,000

②{(給与月額E)+(給料の調整額)+(教職調整額)+7,800}×(旧定率F)+(旧定額G)

● 平成8年8月1日現在の

・級号俸

職( ) 級 号俸

→下の表1に当てはめて級を調整。

等級 号俸

→昭和55年4月1日給料表にあてはめる。

円……E

表1

55.8.1 適用 給料表 8.8.1 における職 員の職務の級	等 級	号 俸
表2に掲げる級以外である場合	8.8.1における職務の級に対応する表4の等級	8.8.1における職務の級の号数に当該号俸に対応する表3の調整数を加減して得た号数の号俸(以下、「調整号俸」という)
表2にかかげる職務の級である場合	8.8.1における職務の級から1級下位の職務の級に対応する表4の職務の等級	8.8.1における職務の級の号俸と同じ額の当該職務の級の1級下位の職務の号俸(同じ額の号俸が無いときは、直近下位の額の号俸。以下、「対応号俸」という)にかかる調整号俸と同じ号数の号俸

表2

給料表	職務の級
行政職給料表	5級 7級 10級
医療職給料表(二)	4級

表3

給料表	職務の級	号 俸	調整数
行政職給料表	1級	すべての号俸	+2
	2級		+1
	3級		+1
	4級		+2
	6級		+2
	8級		+2
	9級		+1
	11級		+1
教育職給料表(三)	1級	すべての号俸	+2
	2級	～11号俸	+1
		12～14号俸	+2
		15～17号俸	+3
		18号俸～	+4
	3級	～2号俸	+2
		3～5号俸	+3
		6号俸～	+4
	4級	すべての号俸	+1
	医療職給料表(二)	1級	1号俸
2号俸～			-1
2級		すべての号俸	+1
3級			+1
5級			+1
6級			+2

表4

給料表	職務の級	職務の等級
行政職給料表	1 級	7 等級
	2 級	6 等級
	3 級	5 等級
	4 級	4 等級
	6 級	3 等級
	8 級	2 等級
	9 級	1 等級
	11 級	特1等級
教育職給料表(三)	1 級	3 等級
	2 級	2 等級
	3 級	1 等級
	4 級	特1等級
医療職給料表(二)	1 級	5 等級
		4 等級
	2 級	3 等級
	3 級	2 等級
	5 級	1 等級
6 級	特1等級	

● 旧定率F

支給地域の区分	支給割合
5 級 地	45/100
4 級 地	35/100
3 級 地	25/100

● 旧定額G

単位；円

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
5級地	26,800	17,870	8,930
4級地	20,100	13,400	6,700
3級地	16,750	11,170	5,580

※ みなし基準額算出についての例外

- (ア) 対象期間(平成9年3月1日～平成13年2月末日)中に、改正後の基準額の低い地域へ異動した場合。→指定日に移動後の地域に在勤していたものとみなして算出した額。
- (イ) 期間内に基準額の高い地域へ異動した場合。→異動前と同じ額。
- (ウ) 期間中に世帯区分が下位の区分に変更した場合(例；33→34)。→指定日に、変更後の世帯等の区分で算出した額。(2回以上変更があった場合は低いほうの額)
- (エ) 同、上位の区分に変更した場合(例；34→33)。→変更前と同じ額。
- (オ) 上記(ア)と(ウ)の事由が同日に生じた場合。→(ア)と(ウ)に準じて算出した額。
- (カ) 平成8年の基準日に休職、停職、育児休業、給与の減額等があった場合。→それらが無かったものとみなして算出した額



#### 4. 追給・返納の概要

##### (ア) 追給

寒冷地手当を受けた職員が、基準日の翌日から翌年の2月末日までに、次の事由が生じた場合追給する。

- ①支給額の高い地域へ異動した場合
- ②世帯区分が支給額の多い方へ変更になった場合
- ③有給休職者が復職した場合
- ④有給休職者に係る支給率が高くなった場合

##### 追給額

事由発生後の額から事由発生前の額を減じた額に、次の表の割合を乗じて得た額とする。

##### ○ 追給割合表

時 期 の 区 分	割 合	
	寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	その他の場合
基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{100}{100}$	$\frac{80}{100}$
12月1日から12月末日まで	$\frac{75}{100}$	$\frac{60}{100}$
1月1日から1月末日まで	$\frac{50}{100}$	$\frac{40}{100}$
2月1日から2月末日まで	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$

(注) その他の場合とは、世帯区分等の変更、有給休職者の復職及び有給休職者に係る支給率の変更を生じた場合をいう。

(イ) 返納

寒冷地手当支給を受けた職員が、基準日の翌日から翌1月末日までに、次の事由が生じた場合返納する。

- ① 額の低い地域へ異動した場合
- ② 世帯区分が支給額の少ない方へ変更になった場合
- ③ 有給休職になった場合
- ④ 退職した場合(死亡退職を除く)
- ⑤ 非支給地へ異動した場合
- ⑥ 無給休職、育児休業になった場合

返納額

- ①②③に該当する場合は、事由発生前の額から事由発生後の額を減じた額とする。
- ④⑤⑥に該当する場合は、事由発生前の額に次の表の割合を乗じて得た額とする。

○ 返納割合表

時 期 の 区 分	割 合
基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{50}{100}$
12月1日から12月末日まで	$\frac{37.5}{100}$
1月1日から1月末日まで	$\frac{25}{100}$

## 寒冷地手当演習問題

- 1 (岩沼市地区発表 担当:岩沼西小学校 渡邊 厚子さん,玉浦小学校 佐々木 敏幸さん)  
多賀城市立志引小学校の平成10年12月1日はとても忙しい1日となりました。
- ①市川吾郎教諭は平成10年10月30日現在2級20号俸,扶養親族は配偶者1人です。平成10年12月1日付けで鳴子町立の小学校に異動することになりました。異動後に支給される寒冷地手当の追給額を計算して下さい。市川教諭の平成8年8月1日現在の級号俸は2級17号俸,扶養親族は配偶者1人でした。
- ②花園睦教諭は平成10年10月30日現在2級16号俸,非世帯主で産休中(出産予定日は平成10年12月11日)です。お産が早まり平成10年12月1日に無事男児を出産しました。産休満了後,引き続き育児休業をとる予定です。育児休業承認後の寒冷地手当の返納額を給与改定がなかったものとして計算して下さい。花園教諭の平成8年8月1日現在の級号俸は2級14号俸,非世帯主でした。
- 2 (亘理郡地区発表 担当:逢隈中学校 庄司 幸子さん)  
多賀城市立伝上山小学校の桜木七郎教頭(平成10年10月1日現在3級23号俸,扶養親族数2名・手当額20,000円,平成8年8月1日現在3級21号俸,扶養親族数2名・手当額17,000円,勤務先は富谷町内の小学校。)は平成10年9月23日に墓参の帰路,交通事故に遭い,脳挫傷で平成10年10月30日現在入院中です。その後回復しないまま平成10年12月23日から有給休職となりました。1月に寒冷地手当の返納通知がきますが,その額を給与改定がなかったものとして返納額を算出してください。
- 残念ながら治療の甲斐なく,平成11年1月8日に桜木教頭は亡くなってしまいました。寒冷地手当の再度の返納額を算出してください。
- 平成11年1月18日発令で後任の笠神三郎教頭(3級14号俸,扶養親族数3名・手当額35,000円:平成10年10月30日現在2級25号俸,扶養親族数3名・手当額35,000円,勤務先は気仙沼市内の小学校:平成8年8月1日現在2級23号俸,扶養親族数3名・手当額30,000円勤務先は気仙沼市内の小学校。)が着任しました。笠神教頭の寒冷地手当の返納額を計算してください。
- 3 (名取市地区 担当:下増田小学校 大久 悦子さん)  
多賀城市立南宮中学校の砂押次郎先生(平成10年10月30日現在2級23号俸,扶養親族数1名・手当額6,500円,住居手当(自宅)受給:平成8年8月1日現在2級20号俸,扶養親族数1名・扶養手当額5,500円)は平成10年10月30日現在離婚調停中でした。奥さんが子供の親権と自宅の所有権を有することが裁定され,平成10年11月6日に離婚が成立し親元(家屋は父親の所有,主たる生計者も父親)に転居しました。
- 砂押先生は,多賀城市立浮島小学校の高原いつ子先生(平成10年10月30日現在2級15号俸,扶養親族数1名・手当額11,000円,住居(借家)手当受給:平成8年8月1日現在2級11号俸,扶養親族数0名,住居手当なし)と結婚する予定だったので,12月26日に高原いつ子先生の住居に引越しました。披露宴は行わず,入籍は平成11年1月1日にしました。
- なお,いつ子先生の子供は養子縁組をしませんでした。
- 砂押次郎先生と高原いつ子先生の寒冷地手当の返納・追求をおのおの計算してください。

4 (塩竈市地区 担当:第一小学校 佐藤 康弘さん)

多賀城市立明月小学校の町前司郎先生(平成10年10月30日現在2級24号俸,扶養親族数0名:平成8年8月1日現在宮教大付属小学校勤務)の配偶者は平成10年12月31日まで多賀城市立大代中学校で育休代替講師をしていましたが,その後の任用予定がないので扶養認定されました

平成11年2月15日から多賀城市立鶴ヶ谷中学校の病休代替講師に任用されました。町前先生の寒冷地手当の追給額と返納額を給与改定がなかったものとして計算しなさい。

5 (宮城郡地区 担当:利府第三小学校 村田 隆子さん)

多賀城市立下馬小学校の丸山茂子先生(平成10年10月30日現在2級14号俸で非世帯主,平成8年8月1日現在2級13号俸で非世帯主)は平成10年12月1日から育児休業より復帰しました。寒冷地手当の追給額はいくらになるでしょうか。

仙台東土木事務所に勤務する丸山先生のご主人(平成10年10月30日現在行政職給料表6級12号俸)が平成11年1月1日付けで迫農林振興事務所に転勤のため単身赴任することになりました。このため,丸山先生は住居手当の受給を申請することになりました。寒冷地手当の再度の追給額はいくらになるでしょうか。給与改定がなかったものとして計算してください。

近くで自営業を営んでいた丸山先生の実母(65歳)が病气入院し,平成11年1月31日をもって廃業しました。老齢年金額も年額100万で,実母の配偶者である実父も3年前に亡くなっており(実父の死亡時に実母は被扶養者でなかったため,遺族年金も受給していない。)一人っ子の丸山先生が扶養することとなりました。寒冷地手当の追給額はいくらになるでしょうか。

寒冷地手当演習問題 **解答**

1 ①平成10年12月1日付けで級地異動。

教育職給料表(三)2級17号俸      コード 32→52

内訳書により      追給額 53,625円

②平成10年12月2日～平成11年1月26日      産後休暇

平成11年1月27日から育児休業許可。

教育職給料表(三)2級14号俸      コード34      返納率 25/100

内訳書により      返納額 8,550円

2 ①桜木教頭について

平成10年12月23日より有給休職。非結核性私傷病のため支給率80/100

内訳書により支給済額は 89,094円

事由発生後の額は(事由発生前の額)×80/100=71,275円

返納率は 37.5/100      だから

(89,094円-71,275円)×37.5/100=6,682円

死亡に関しては返納の必要はない。

②笠神教頭について

平成11年1月18日付けで気仙沼から多賀城へ異動。

寒冷地区分コード 41→31      返納率は 25/100

内訳書により      返納額 10,000円

3 砂押先生に関しては寒冷地区分コードの変更が2回ある。

・1回目      11月 6日      32→34

自宅の所有権, 親権がなくなったことによる

・2回目      12月26日      34→33

なお, 高原先生の子供は養子縁組しないためコード32への変更はしない。

1回目は内訳書により返納額 18,113円

2回目は内訳書により追給額 2,295円となる。

高原先生は平成11年1月1日付けでコード32→34となる。

内訳書により返納額 11,825円

4 平成11年1月1日事由発生で寒冷地区分コード変更(33→32)による追給手続きが必要となる。

また、平成11年2月15日事由発生で寒冷地区分コード変更(32→33)になるが、2月1日以降は返納の必要はない。

ただし、演習問題の設定だけからは前段の計算だけでなく、平成10年度基準日における支給額を計算することすらできない。

なぜならば、町前教諭は平成8年度基準日に県職員ではなくても、人事委員会規則7-1附則(平成9年3月31日)の規定により経過措置の適用該当者となり、県の給料表の適用を受けていたものとして計算する必要が生じる。

しかし、県職員として採用(人事交流による)された際の給与格付け計算上の平成8年度基準日における級号俸について学校現場では確認できる書類等はなく、学務課給与係に確認する必要がある。

事由発生前の額(支給済額)は、基準額49,100円とみなし基準額のうち高額の金額となる。事由発生後の金額は、基準額81,500円とみなし基準額のうち高額の金額となる。

よって追給額は、事由発生後の金額から支給済額の差額に追給割合40/100を乗じた額(端数切り捨て)となる。

ちなみに、町前教諭の平成8年度基準日の級号俸を予想すると、

- 1) 2級24号俸発令は、平成10年1月1日から平成10年10月1日の間
- 2) 2級24号俸の発令の際に特昇(ト23)該当により6ヶ月短縮していると思われ、  
2級23号俸発令は、平成9年7月1日から平成10年4月1日の間
- 3) 2級22号俸発令は平成8年7月1日から平成9年4月1日の間  
2級21号俸又は、2級22号俸であったと予想される。

5 ①平成10年12月1日付けで育児休業より復帰。

教育職給料表(三)2級13号俸 寒冷地区分コード 34 追給率 60/100  
内訳書に基づいて計算していくと、みなし基準額より新基準額のほうが額が大きくなるので、新基準額を採用。

$$\text{追給額} \quad 34,200\text{円} \times 60/100 = \underline{20,520\text{円}}$$

②平成11年1月1日から世帯主。

コード 34→33 追給率 40/100

事由発生前と後の差額を追給するので、育児休業が無かったものと見なして計算する。

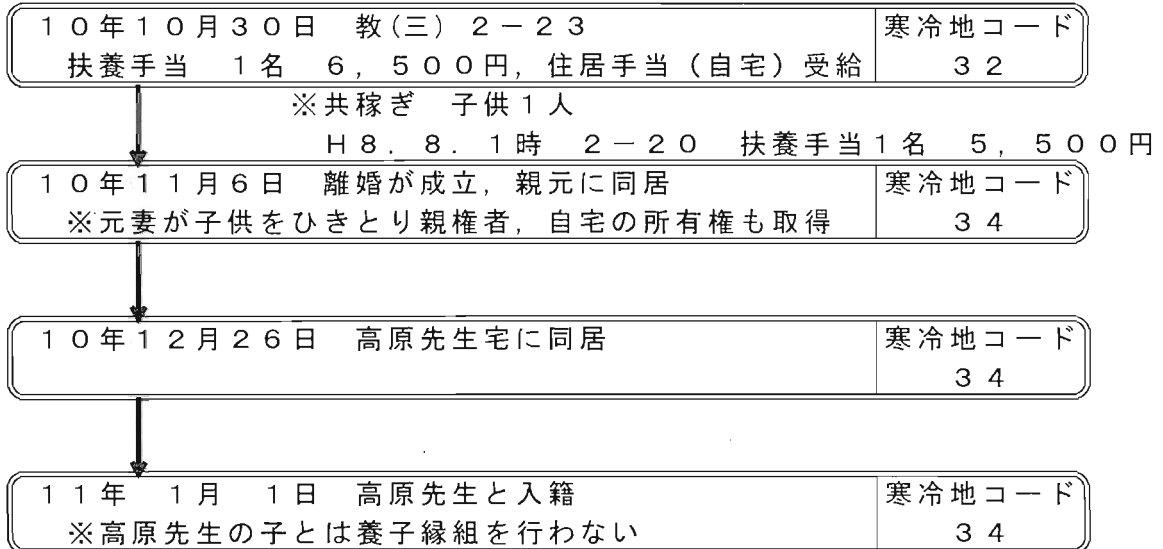
内訳書により 追給額 5,960円

③この場合、実母を扶養するため扶養手当の受給ができるが、主たる生計維持者はご主人ということになり(単身赴任前の状況から判断)、寒冷地区分コードの変更とはならないため追給の該当にはならない。 追給額 なし

※ 演習問題3について

多賀城市地区としての見解を「解答」として配布いたしましたが、演習問題3については発表していただいた下増田小学校の大久悦子さんの資料が「解答」として適切であると考えます。その資料について、ほぼ原文どおり掲載したいと思います。

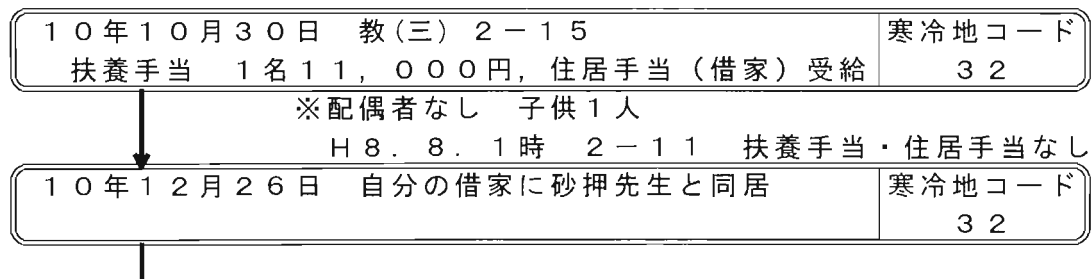
砂押先生(男)について (所属:多賀城市立南宮中学校)



扶養手当について  
 扶養手当の認定要領  
 イ. 養子は、養子縁組をしたものに限る。いわゆる継子又は、配偶者の連子は養子縁組をしない限り扶養親族の範囲には入らない。  
 →砂押先生は継子についての扶養手当受給権は発生しない

住居手当について  
 高原先生の借家の借受人は高原先生のまま変更しないようである。又、給与号俸は砂押先生の方が高い  
 給与テキストより  
 「世帯主である職員」とは主としてその生計を支えている職員で次に掲げる者をいう。  
 1. 条例第10条第2項に規定する扶養親族を有する者  
 2. 扶養親族を有しないが、居住のため一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専有している者

高原先生(女)について (所属:多賀城市立浮島小学校)



↓ 11年 1月 1日 砂押先生と入籍 ※子は養子縁組を行わない	寒冷地コード 32
--	--------------

※ 入籍によって高原先生の扶養手当は6,500円にダウンするが相変わらず受給していく。また、自己名義で家を借り家賃を払っている。

## 結論

### 砂 押 先 生

10年11月6日に親と同居したことにより、非世帯主となる。以後寒冷地手当の世帯区分が継続となるので、11月6日を事由発生として寒冷地手当を返納するのみである。

### 高 原 先 生

寒冷地手当の受給要件に変更は発生しないので、追給・返納は行われぬ。

※ その他の演習問題について

概ね多賀城市地区の見解と一致するものでしたが、一部については異なる点がありました。

それは追給・返納の際のみなし基準額を計算する上での「定率」及び「定額」のとらえ方です。追給・返納が必要となった場合、その事由発生前と発生後の差額を計算するわけですが、この事由によって必ずしも「定率」「定額」が影響を受けるとは限らないということです。

給与テキスト(P.93)にこのことについての記述があります。それによると平成9年2月28日の翌日から平成13年2月末日までの間に基準額や世帯等の区分に変更があった場合、下位の額及び区分によりみなし基準額を計算することになっています。コード34から33となって追給をする場合でも、事由発生後のみなし基準額の「定率」「定額」は、コード34の場合の数値を使って計算しなければなりません。みなし基準額が支給額に影響を与えるケースは少ないために見逃しやすいのですが、注意が必要だと思います。

多賀城市地区でも、今までの追給・返納の事例を再計算したとき、つまづいたのはほとんどがこの「定率」「定額」の部分が原因でした。



寒冷地手当について

多賀城市公立小中学校事務職員会

質 問

- ・資料の1ページに支給範囲の記載があるが、寒冷地手当の基準日そのものが変わるのか支給日が変わるという事なのか。
- ・資料の8ページに有給休職者とあるが無給休職と、有給休職の場合の寒冷地手当との関係を説明してほしい。

回 答

- ・必携教育関係法規、県編P562『職員の給与に関する条例』第21条に《寒冷地手当は、10月31日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下『基準日』という。）……とある。
- ・休職については、給与テキストP150～P151の給与支給関係早見表を参照。

給与支給関係早見表 (抜粋)

		休 職					
寒 冷 地 手 当	公務災害 通勤災害	病 気		刑事事件	分限条例第2条		
		結 核 性	その他		規則 7-46 第1条 第1号	規則 7-46 第1条 第2号	
	教特法第14条	左記以外					
	100 / 100	100 / 100	80 / 100	80 / 100	×	70 / 100 以内	100 / 100 以内

根拠条例、規則等 規則 7-1 第2条、第8条

質 問

- ・有給休職の場合の支給額の算出はどうなるのか。

回 答 (教育事務所)

- ・支給されるべき額に支給割合を乗じた額(端数切捨)となります。

質 問

- ・例題問題について

平成8.8.1現在の級・号俸の確認はどのようにしたらいいのか。

回 答

- ・今のところ、教育事務所で確認していただくこととなりますが、平成11年度は関係資料を、届きしだい各学校へ送付する予定です。

## 仙 台 教 育 事 務 所 指 導 、 講 評

総務課課長補佐兼経理係長 小室 広様

- ・多賀城地区に寒冷地手当の事前指導に伺いましたところ、演習問題はかなり、練って作成されていたと思います。
- ・コンピュータは天真小学校の堀江さんが中心になって進めたと思うが、かなり、大へんだったと思います。ソフトのみならず、ハードウェア等にも私財を注ぎ込んでご苦労さんでした。
- ・寒冷地手当は平成13年以降は単純になり処理しやすくなります。
- ・諸手当認定の変更があった場合で、寒冷地手当の世帯区分等の変更を必要とする時は学校で(担当者が)こまめに修正するよう、よろしくお願いします。

総務課主事 加藤友香様

- ・例題5のように、夫婦どちらかが単身赴任の時は、両者を『世帯主である職員』として取り扱うことができる場合もありますが、夫婦共に寒冷地手当コードが『31』又は、『32』は、ありえません。